

判決年月日	平成24年5月31日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成23年（行ケ）第10348号		
○本件商標「The BRIDGE」について，使用の事実を認め，商標法50条1項の規定により，商標登録を取り消す判断をした審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法50条

1 原告は、第41類「哲学の教授その他の技芸・スポーツ又は知識の教授」を指定役務とする本件商標「The BRIDGE」（登録第3003547号）の商標権者である。被告は、平成22年7月5日、本件商標の不使用を理由として登録取消審判請求をし、特許庁は、平成23年6月21日、本件商標の商標登録を取り消す旨の審決をしたことから、原告が審決の取消を求めて本件訴訟を提起した。

2 裁判所の判断

裁判所は、概要、以下のとおり判示して、審決を取り消した。

印刷物（甲17）には「THE BRIDGE」、「The Bridge(R)」、「The Bridge」との記載があり、「The Bridge」については原告の商標であることが明確に注記されているから、甲17における「The Bridge」は、原告の出所を識別するものとして使用されていることが認められる。「The Bridge」と本件商標とは、文字の外観（大文字と小文字において若干の相違がある。）、称呼及び観念において共通し、両者は、社会通念上同一の商標である。

また、甲17は、サイエントロジー哲学を学習する者、又は、その学習を始めようとする者に対し、「完全なる自由」という意識の特性に至るチャートを示して、人間の回復と精神的な人の能力とパワーの究極的な拡張への道筋を説明し、その過程で受けることのできるサービスやトレーニングを紹介し、もしくは、自己の学習の進行状況を確認させることを目的として作成されたものと解される。

さらに、甲17は、生徒向けの資料として輸入し、保有され、その部数も限られていることに照らすならば、同印刷物は、サイエントロジー哲学を学習する者、又は、その学習を始めようとする者に対して、供与されるものであって、不特定多数の者に対する販売することを目的としたものではないと解される。

そうすると、甲17の印刷物は、サイエントロジー哲学の教授という役務の提供を受ける者の利用に供する物というべきであり、これに本件商標と社会通念上同一の商標を付する行為は、本件商標の指定役務である「哲学の教授その他の技芸・スポーツ又は知識の教授」中、「哲学の教授」について本件商標を使用したものと評価すべきである（商標法2条3項3号）。

したがって、甲17の印刷物は、商標法上の商品に該当し、これに本件商標が表示されているとしても、指定役務についての本件商標の使用とはいえないとした審決の認定、判断は、誤りである。